

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日翌日
の翌日)

目 次

◇条 例 鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の施行に関する条例

米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例

条 例

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の施行に関する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第九号

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の施行に関する条例

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 費用の負担(第六条)

第三章 土地区画整理審議会(第七条―第十五条)

第四章 従前の宅地地積等の確定(第十六条―第十八条)

第五章 清算(第十九条―第二十二条)

第六章 雑則(第二十三条―第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号。以下「法」という。)第五十二条第一項の規定に基づき、鳥取県が施行する鳥取駅前地区の土地区画整理事業の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の名称)

第二条 前条の土地区画整理事業(以下「事業」という。)の名称は、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業とする。

(施行地区に含まれる地域の名称)

第三条 施行地区に含まれる地域の名称は、別表第一のとおりとする。

(事業の範囲)

第四条 事業の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 土地の区画形質の変更並びに公共施設の新設及び変更に関する事業
- 二 前号の事業の施行のため必要な工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業

(事務所の所在地)

第五条 事業の事務所は、鳥取市に置く。

第二章 費用の負担

(費用の負担)

第六条 事業に要する費用は、次の各号に掲げるものをもつて充てるほか、事業を施行する鳥取県(以下「施行者」という。)が負担する。

一 法第十九条の規定による鳥取市の分担金

二 法第十九条の二の規定による公共施設管理者の負担金

三 法第二十一条及び道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)第四条の規定による国庫補助金

第三章 土地区画整理審議会

(審議会の名称)

第七条 法第五十六条第一項の規定による土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)の名称は、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会とする。

(委員の定数)

第八条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、十人とする。

2 前項に規定する委員の定数のうち、法第五十八条第一項の規定により選挙すべき委員の数は八人とし、次条の規定による委員の数は二人とする。

(学識経験委員)

第九条 審議会に、土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから知事が選任する委員を置く。

2 前項の委員に欠員を生じた場合においては、知事は、すみやかに補欠の委員を選任するものとする。

(委員の任期)

第十条 委員の任期は、五年とする。

(予備委員)

第十一条 審議会に、施行地区内の宅地の所有者(以下「宅地所有者」という。)のうちから選挙される委員及び施行地区内の宅地について借地権を有する者(以下「借地権者」という。)のうちから選挙される委員についての予備委員をそれぞれ置く。

2 予備委員の数は、それぞれ宅地所有者のうちから選挙すべき委員の数又は借地権者のうちから選挙すべき委員の数の半数以内とする。

3 予備委員の決定等については、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号。以下「令」という。)第三十五条から第四十条までの規定の例による。

(立候補制)

第十二条 委員(第九条第一項の委員を除く。以下第十四条までにおいて同じ。)は、候補者のうちから選挙する。

(委員又は予備委員の必要得票数)

第十三条 委員に当選し、又は予備委員となるため必要な得票数は、当該選挙において選挙すべき委員の数でその選挙における有効投票の総数を除して得た数の四分の一とする。

(予備委員からの補充)

第十四条 委員に欠員を生じた場合は、予備委員のうち得票数の多い者から順次補充する。この場合において、得票数が同じときは、知事がくじで定める。

2 知事は、前項の規定により委員を補充した場合は、直ちにその補充した委員の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)を公告するとともに、その者に対して委員に補充した旨を通知

しなければならない。

3 第一項の規定による委員の補充は、前項の公告があつた日からその効力を生ずる。

(委員の補欠選挙)

第十五条 宅地所有者又は借地権者のうちから選挙された委員の欠員の数がそれぞれの定数の三分の一をこえた場合において、補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行なうものとする。

第四章 従前の宅地地積等の確定

(定義)

第十六条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 基準地積 換地計画において換地を定めるときに基準となる従前の宅地の地積をいう。

二 基準権利地積 換地計画において所有権及び地役権以外の権利の目的となるべき宅地又はその部分を定めるときに基準となる従前の宅地について存する所有権及び地役権以外の権利の目的である宅地又はその部分の地積をいう。

三 登記地積 この条例の施行の日現在における不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第十四条に規定する土地登記簿(以下「土地登記簿」という。)に記載された宅地の地積をいう。

四 登記権利地積 この条例の施行の日現在における土地登記簿に記載された所有権及び地役権以外の権利の目的である宅地又はその部分の地積をいう。

五 申告地積 宅地について所有権及び地役権以外の権利が存する場合

において法第八十五条第一項の規定による申告又は同条第三項の規定による変更の届出をした所有権及び地役権以外の権利の目的である宅地又はその部分の地積をいう。

六 使用収益権 地上権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利で、所有権、地役権及び質権以外のものをいう。

(基準地積)

第十七条 基準地積は、宅地について当該宅地所有者及び隣接する宅地の所有者が確認した境界に基づき、施行者が実測した地積とする。

2 前項の場合において、宅地の境界を確認することができないときは、すでに確認された境界で囲まれる最小の範囲に含まれる宅地を一括して実測して得た地積をそれぞれの宅地の登記地積により按分して得た地積を、それぞれの宅地の基準地積とする。

3 施行者は、前二項の基準地積を宅地所有者に通知しなければならない。

4 宅地所有者は、前項の規定による通知に係る基準地積に疑義があるときは、その通知を受けた日から二週間以内に施行者に対して再測の請求をすることができる。

5 施行者は、前項の再測の請求があつたときは、すみやかに再測をしなければならない。

6 施行者は、前項の規定による再測をした場合において、第一項又は第二項の基準地積に誤りがあることが明らかとなつたときは、これを訂正するとともに、宅地所有者に対しその旨を通知しなければならない。

(基準権利地積)

第十八条 基準権利地積は、既登記の所有権及び地役権以外の権利の存する宅地又は法第八十五条第一項の規定による申告若しくは同条第三項の

規定による変更の届出に係る権利の存する宅地について当該権利者及び宅地所有者が確認した当該権利の目的である宅地又はその部分の境界に基づき、施行者が実測した地積とする。

2 前項の規定にかかわらず、所有権及び地役権以外の権利が宅地の全部について存する場合における基準権利地積は、前条の規定による当該宅地の基準地積とし、次の各号に該当する場合における基準権利地積は、登記権利地積又は申告地積とする。

一 宅地の全部が二以上の使用収益権の目的となつている場合において、それぞれの権利の登記権利地積又は申告地積の合計地積が前条の規定による基準地積と合致するとき。

二 宅地の一部が一又は二以上の使用収益権の目的となつている場合において、それぞれの権利の登記権利地積又は申告地積（当該権利を証する書類を添えて申告したものを除く。）の合計地積が前条の規定による基準地積の範囲内であるとき。

3 施行者は、前二項の規定による基準権利地積を権利者に通知しなければならない。

4 権利者は、前項の規定による通知に係る基準権利地積に疑義があるときは、その通知を受けた日から二週間以内に再測を請求することができる。

5 施行者は、前項の再測の請求があつたときは、すみやかに再測をしなければならない。

6 施行者は、前項の規定による再測をした場合において、第一項又は第二項の基準権利地積に誤りがあることが明らかとなつたときは、これを訂正するとともに、権利者に対しその旨を通知しなければならない。

第五章 清算

(清算金の額)

第十九条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地又はその宅地について存する地上権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利（所有権、地役権及び質権を除く。）の価額に乘じて得た額と当該宅地に対する換地又はその換地について定められた権利の価額との差額とする。

(清算金の徴収又は交付に関する通知)

第二十条 施行者は、清算金を徴収し、又は交付しようとするときは、あらかじめ、清算金を納付すべき者又は清算金の交付を受けるべき者に対し、清算金の額、清算金を徴収し、又は交付する期限等を知するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第二十一条 施行者は、徴収し、又は交付すべき清算金の額が五万円以上である場合は、別表第二に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。

2 清算金の分割納付を希望する者は、前条の通知があつた日から二週間以内にその旨を施行者に申し出なければならない。ただし、施行者が特別の事由があると認めるときは、期限経過後であっても分割納付の申出をすることができる。

(清算金の分割徴収又は分割交付の方法)

第二十二条 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合の第二回以後の毎回の清算金の額は、徴収し、又は交付すべき清算金の額を分割徴収し、

又は分割交付する回数で除して得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、第一回の清算金の額は、徴収し、又は交付すべき清算金の額から第二回以後に分割徴収し、又は分割交付する清算金の額の合計額を控除した額とする。

2 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合の第二回以後の毎回の清算金を分割徴収し、又は分割交付すべき期限は、前回の期限の日から起算して六箇月を経過した日とする。

3 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合には、清算金の額から前回の分割徴収し、又は分割交付すべき期限までに分割徴収し、又は分割交付すべき清算金の額を控除した額について前回の分割徴収し、又は分割交付すべき期限の翌日から分割徴収し、又は分割交付する日までの間において生じた利子を毎回の清算金とあわせて徴収し、又は交付するものとする。

4 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合には、未納又は未交付の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付し、又は交付することができる。

5 施行者は、清算金を分割して納付すべき者が納付すべき清算金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について徴収すべき期限を繰り上げて徴収することができる。

第六章 雑則

(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止)

第二十三条 令第十九条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して二十日を経過した日から令第二十二条第一項の公告の日までの間は、借地権について、法第八十五条第一項の規定による申告又は同条第三項

の規定による届出は受理しないものとする。

2 令第五十五条の二において準用する令第三条の規定による換地計画の縦覧についての公告の日から法第一百三十四条第四項の規定による換地処分公告の日までの間は、宅地についての所有権以外の権利について、法第八十五条第一項の規定による申告又は同条第三項の規定による届出は受理しないものとする。

(権利の異動等の届出)

第二十四条 施行地区内の宅地又は宅地についての所有権以外の権利について異動を生じたときは、当事者は、連署し、又は当該異動があつたことを証する書類を添えてすみやかにその旨を施行者に届け出なければならない。

2 施行地区内の宅地の所有者又は宅地について所有権以外の権利を有する者が氏名又は住所(法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、すみやかにその旨を施行者に届け出なければならない。

(換地処分の時期の特例)

第二十五条 施行者は、法第七十七条の規定による建築物等の移転又は除却を完了した場合において必要があると認めるときは、換地計画に係る区域の全部について工事が完了する以前においても、換地処分を行なうことができる。

(規則への委任)

第二十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一

鳥取市東品治町、栄町、今町二丁目、永楽温泉町、末広温泉町及び吉方の各一部

別表第二

清算金の総額	分割徴収し、又は分割交付する期間
五十万円以上十万円未満	一年以内
十万円以上二十万円未満	二年以内
二十万円以上三十万円未満	三年以内
三十万円以上四十万円未満	四年以内
四十万円以上	五年以内

米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 則

鳥取県条例第十号

米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例

例

目次

- 第一章 総則（第一条―第五条）
- 第二章 費用の負担（第六条）

第三章 土地区画整理審議会（第七条―第十五条）

第四章 従前の宅地地積等の確定（第十六条―第十八条）

第五章 清算（第十九条―第二十二條）

第六章 雑則（第二十三条―第二十六條）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号。以下「法」という。）第五十二条第一項の規定に基づき、鳥取県が施行する米子駅前通り地区の土地区画整理事業の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の名称)

第二条 前条の土地区画整理事業（以下「事業」という。）の名称は、米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業とする。

(施行地区に含まれる地域の名称)

第三条 施行地区に含まれる地域の名称は、別表第一のとおりとする。

(事業の範囲)

第四条 事業の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 土地の区画形質の変更並びに公共施設の新設及び変更に関する事業
- 二 前号の事業の施行のため必要な工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業

(事務所の所在地)

第五条 事業の事務所は、主たる事務所を米子市に、従たる事務所を鳥取市に置く。

第二章 費用の負担

(費用の負担)

第六条 事業に要する費用は、次の各号に掲げるものをもつて充てるほか、事業を施行する鳥取県(以下「施行者」という。)が負担する。

- 一 法第百十九条の規定による米子市の分担金
- 二 法第百二十一条及び道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)第四条の規定による国庫補助金

第三章 土地区画整理審議会

(審議会の名称)

第七条 法第五十六条第一項の規定による土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)の名称は、米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会とする。

(委員の定数)

第八条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、十人とする。
2 前項に規定する委員の定数のうち、法第五十八条第一項の規定により選挙すべき委員の数は八人とし、次条の規定による委員の数は二人とする。

(学識経験委員)

第九条 審議会に、土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから知事が選任する委員を置く。

2 前項の委員に欠員を生じた場合においては、知事は、すみやかに補充の委員を選任するものとする。

(委員の任期)

第十条 委員の任期は、五年とする。

(予備委員)

第十一条 審議会に、施行地区内の宅地の所有者(以下「宅地所有者」という。)のうちから選挙される委員及び施行地区内の宅地について借地権を有する者(以下「借地権者」という。)のうちから選挙される委員についての予備委員をそれぞれ置く。

2 予備委員の数は、それぞれ宅地所有者のうちから選挙すべき委員の数又は借地権者のうちから選挙すべき委員の数の半数以内とする。

3 予備委員の決定等については、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号。以下「令」という。)第三十五条から第四十条までの規定の例による。

(立候補制)

第十二条 委員(第九条第一項の委員を除く。以下第十四条までにおいて同じ。)は、候補者のうちから選挙する。

(委員又は予備委員の必要得票数)

第十三条 委員に当選し、又は予備委員となるため必要な得票数は、当該選挙において選挙すべき委員の数でその選挙における有効投票の総数を除して得た数の四分の一とする。

(予備委員からの補充)

第十四条 委員に欠員を生じた場合は、予備委員のうち得票数の多い者から順次補充する。この場合において、得票数が同じときは、知事がくじで定める。

2 知事は、前項の規定により委員を補充した場合は、直ちにその補充した委員の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)を公告するとともに、その者に対して委員に補充した旨を通知

しなければならない。

3 第一項の規定による委員の補充は、前項の公告があつた日からその効力を生ずる。

(委員の補欠選挙)

第十五条 宅地所有者又は借地権者のうちから選挙された委員の欠員の数がそれぞれの定数の三分の一をこえた場合において、補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行なうものとする。

第四章 従前の宅地地積等の確定

(定義)

第十六条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 基準地積 換地計画において換地を定めるとき基準となる従前の宅地の地積をいう。

二 基準権利地積 換地計画において換地について所有権及び地役権以外の権利の目的となるべき宅地又はその部分を定めるとき基準となる従前の宅地について存する所有権及び地役権以外の権利の目的である宅地又はその部分の地積をいう。

三 登記地積 この条例の施行の日現在における不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第十四条に規定する土地登記簿(以下「土地登記簿」という。)に記載された宅地の地積をいう。

四 登記権利地積 この条例の施行の日現在における土地登記簿に記載された所有権及び地役権以外の権利の目的である宅地又はその部分の地積をいう。

五 申告地積 宅地について所有権及び地役権以外の権利が存する場合

において法第八十五条第一項の規定による申告又は同条第三項の規定による変更の届出をした所有権及び地役権以外の権利の目的である宅地又はその部分の地積をいう。

六 使用収益権 地上権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができ権利で、所有権、地役権及び質権以外のものをいう。

(基準地積)

第十七条 基準地積は、宅地について当該宅地所有者及び隣接する宅地の所有者が確認した境界に基づき、施行者が実測した地積とする。

2 前項の場合において、宅地の境界を確認することができないときは、すでに確認された境界で囲まれる最小の範囲に含まれる宅地を一括して実測して得た地積をそれぞれの宅地の登記地積により按分して得た地積を、それぞれの宅地の基準地積とする。

3 施行者は、前二項の基準地積を宅地所有者に通知しなければならない。

4 宅地所有者は、前項の規定による通知に係る基準地積に疑義があるときは、その通知を受けた日から二週間以内に施行者に対して再測の請求をすることができる。

5 施行者は、前項の再測の請求があつたときは、すみやかに再測をしなければならない。

6 施行者は、前項の規定による再測をした場合において、第一項又は第二項の基準地積に誤りがあることが明らかとなつたときは、これを訂正するとともに、宅地所有者に対しその旨を通知しなければならない。

(基準権利地積)

第十八条 基準権利地積は、既登記の所有権及び地役権以外の権利の存す

る宅地又は法第八十五条第一項の規定による申告若しくは同条第三項の規定による変更の届出に係る権利の存する宅地について当該権利者及び宅地所有者が確認した当該権利の目的である宅地又はその部分の境界に基づき、施行者が実測した地積とする。

2 前項の規定にかかわらず、所有権及び地役権以外の権利が宅地の全部について存する場合における基準権利地積は、前条の規定による当該宅地の基準地積とし、次の各号に該当する場合における基準権利地積は、登記権利地積又は申告地積とする。

一 宅地の全部が二以上の使用収益権の目的となつている場合において、それぞれの権利の登記権利地積又は申告地積の合計地積が前条の規定による基準地積と合致するとき。

二 宅地の一部が一又は二以上の使用収益権の目的となつている場合において、それぞれの権利の登記権利地積又は申告地積（当該権利を証する書類を添えて申告したものを除く。）の合計地積が前条の規定による基準地積の範囲内であるとき。

3 施行者は、前二項の規定による基準権利地積を権利者に通知しなければならない。

4 権利者は、前項の規定による通知に係る基準権利地積に疑義があるときは、その通知を受けた日から二週間以内に再測を請求することができる。

5 施行者は、前項の再測の請求があつたときは、すみやかに再測をしなければならぬ。

6 施行者は、前項の規定による再測をした場合において、第一項又は第二項の基準権利地積に誤りがあることが明らかとなつたときは、これを

訂正するとともに、権利者に対しその旨を通知しなければならない。

第五章 清算

(清算金の額)

第十九条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地又はその宅地について存する地上権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利（所有権、地役権及び質権を除く。）の価額に乘じて得た額と当該宅地に対する換地又はその換地について定められた権利の価額との差額とする。

(清算金の徴収又は交付に関する通知)

第二十条 施行者は、清算金を徴収し、又は交付しようとするときは、あらかじめ、清算金を納付すべき者又は清算金の交付を受けるべき者に対し、清算金の額、清算金を徴収し、又は交付する期限等を通知するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第二十一条 施行者は、徴収し、又は交付すべき清算金の額が五万円以上である場合は、別表第二に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。

2 清算金の分割納付を希望する者は、前条の通知があつた日から二週間以内にその旨を施行者に申し出なければならない。ただし、施行者が特別の事由があると認めたときは、期限経過後であっても分割納付の申出をすることができる。

(清算金の分割徴収又は分割交付の方法)

第二十二条 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合の第二回以後の

毎回の清算金の額は、徴収し、又は交付すべき清算金の額を分割徴収し、又は分割交付する回数で除して得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、第一回の清算金の額は、徴収し、又は交付すべき清算金の額から第二回以後に分割徴収し、又は分割交付する清算金の額の合計額を控除した額とする。

2 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合の第二回以後の毎回の清算金を分割徴収し、又は分割交付すべき期限は、前回の期限の口から起算して六箇月を経過した日とする。

3 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合には、清算金の額から前回の分割徴収し、又は分割交付すべき期限までは分割徴収し、又は分割交付すべき清算金の額を控除した額について前回の分割徴収し、又は分割交付すべき期限の翌日から分割徴収し、又は分割交付する日までの間において生じた利子を毎回の清算金とあわせて徴収し、又は交付するものとする。

4 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合には、未納又は未交付の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付し、又は交付することができる。

5 施行者は、清算金を分割して納付すべき者が納付すべき清算金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について徴収すべき期限を繰り上げて徴収することができる。

第六章 雑則

(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止)

第二十三条 令第十九条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して二十日を経過した日から令第二十二条第一項の公告の日までの間は、

借地権について、法第八十五条第一項の規定による申告又は同条第三項の規定による届出は受理しないものとする。

2 令第五十五条の二において準用する令第三条の規定による換地計画の縦覧についての公告の日から法第百三条第四項の規定による換地処分公告の日までの間は、宅地についての所有権以外の権利について、法第八十五条第一項の規定による申告又は同条第三項の規定による届出は受理しないものとする。

(権利の異動等の届出)

第二十四条 施行地区内の宅地又は宅地についての所有権以外の権利について異動を生じたときは、当事者は、連署し、又は当該異動があつたことを証する書類を添えてすみやかにその旨を施行者に届け出なければならない。

2 施行地区内の宅地の所有者又は宅地について所有権以外の権利を有する者が氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、すみやかにその旨を施行者に届け出なければならない。

(換地処分の時期の特例)

第二十五条 施行者は、法第七十七条の規定による建築物等の移転又は除却を完了した場合において必要があると認めるときは、換地計画に係る区域の全部について工事が完了する以前においても、換地処分を行なうことができる。

(規則への委任)

第二十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一

米子市茶町の全部並びに明治町、万能町、末広町、塩町、東町、日野町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、久米町及び弥生町の各一部

別表第二

清 算 金 の 総 額	分割徴収し、又は分割交付する期間
五十万円以上十万円未満	一年以内
十万円以上二十万円未満	二年以内
二十万円以上三十万円未満	三年以内
三十万円以上四十万円未満	四年以内
四十万円以上	五年以内